

議員提出議案第8号

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年3月28日

提出者

1番	むらまつ 勝康	3番	中村 けいこ
5番	秋本 とよえ	7番	秋家 聡明
11番	中江 秀夫	13番	出口 よしゆき
16番	安西 俊一	22番	工藤 きくじ
30番	向江 すみえ	34番	牛山 正

葛飾区議会議長 梅沢 五十六 殿

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

平成24年1月20日、政府は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定した。その内容は、都市再生機構については、業務の見直しに併せ、分割・再編し、スリム化を検討する。内閣府にそのための検討の場を設置し、今年度中にその方向性についての結論を出すとしている。さらに、同機構の会社化の可能な部分についても全額政府の出資する特殊会社化することを検討し、同年夏までに結論を出すとしている。

現在、多くの団地では高齢化が進み、大半の住民が永住を希望しており、団地はかけがえのない生活のよりどころとなっている。また、長年にわたる自治会活動を通じて、団地内にとどまらず、地域のまちづくりにも貢献している。

東日本大震災では、都市再生機構賃貸住宅の空き住宅に被災者を受け入れるなど、公共住宅としての役割とその重要性も増している。

全額政府出資の特殊会社化は、民営化に踏み出すことであり、居住者と災害時に避難場所としている近隣住民に重大な影響を及ぼすものである。

こうした地域における都市再生機構賃貸住宅の役割と居住者の実態を踏まえ、特殊会社化は行わず、安心して住み続けられる公共住宅として、また災害時に活用できる公共の建

物として持続させることが必要である。

よって、本区議会は政府に対し、都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定が図られるよう、下記の項目について強く求めるものである。

記

- 1 都市再生機構賃貸住宅は、公共住宅として防災計画やまちづくりに積極的な役割を担っており、「特殊会社化」は行わず、今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続すること
- 2 都市再生機構賃貸住宅居住者の高齢化と低収入化が急速に進む一方で、子育て世帯にとっても貴重な公共住宅となっている実態と、都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていることを十分考慮して、これまでの国会附帯決議等を踏まえて居住者の居住の安定策を推進すること
- 3 大災害時の都市再生機構賃貸住宅の役割を確認し、近隣住民を含めた防災体制と防災倉庫等の設置等を推進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。